

四日市市告示第 97 号

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱の一部を改正する要綱
四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱（平成 19 年四日市市告示第 408 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費の対象者は、次の各号に掲げる事業の指定事業者を 2 箇所以上利用する障害者（児）のうち、当該月に支払った利用者負担額の合計金額が受給者証記載の利用者負担上限月額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えたものとする。</p> <p>(1) <u>四日市市障害者（児）日中一時支援事業</u></p> <p>(2) <u>四日市市障害者（児）移動支援事業</u></p> <p>(3) <u>四日市市身体障害者（児）訪問入浴サービス事業</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、当該月に支払った利用者負担額の合計金額が受給者証記載の利用者負担上限月額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えたものとする。</p> <p>(1) <u>同月内において、四日市市障害者（児）日中一時支援事業を行う事業所を 2 箇所以上利用した者</u></p> <p>(2) <u>同月内において、四日市市障害者（児）移動支援事業を行う事業所を 2 箇所以上利用した者</u></p> <p>(3) <u>同月内において、四日市市障害者（児）日中一時支援事業と四日市市障害者（児）移動支援事業を利用した者</u></p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給申請書

四日市市長

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱第3条第1項の規定により、四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費の支給について、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	生年月日	年 月 日
	氏名				
	個人番号				
	住所	連絡先			
	フリガナ		続柄		
	支給決定に係る障害児氏名		生年月日		年 月 日
	個人番号				
	受給者番号				
	申請に係るサービス利用年月	年 月分			
	サービス利用年月の対象費用の支払い合計額	①日中一時支援事業 () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) ②移動支援事業 () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) ③訪問入浴サービス事業 () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) 合計 (円)			
	利用者負担上限月額	円			
	高額地域生活支援事業利用者負担扶助費申請額	円			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱第2条の規定により利用決定を受けた者のこの要綱の施行の日前に係る扶助費の支給については、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)